

○ 指導計画の作成と内容の取扱いで配慮することは何か。

1 各学年の内容の指導については、必要に応じて当該学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で程度を高めて取り上げたりして、弾力的に指導することができるようにすること。

2 「A話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に示す事項については、相互に密接に関連付けて指導するようにすること。

- ・ 学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図る。
- ・ 児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして指導の効果を高めるよう工夫する。

3 「話すこと・聞くこと」に関する指導については、学年ごとに次の指導時間を配当する。

- ・ その際、音声言語のための教材を活用するなどして指導の効果を高める。

低 学 年	中 学 年	高 学 年
年間 35 時間単位程度	年間 30 単位時間程度	年間 25 単位時間程度

4 「書くこと」に関する指導については、学年ごとに次の指導時間を配当する。

- ・ その際、実際に文章を書く活動をなるべく多くする。

低 学 年	中 学 年	高 学 年
年間 100 単位時間程度	年間 85 単位時間程度	年間 55 単位時間程度

5 「読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行う。

- ・ 学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導する。
- ・ 児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。

6 低学年においては、生活科などとの関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。特に第1学年においては、幼稚園教育における言葉に関する内容などとの関連を考慮する。

7 道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。